



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 10 月 18 日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国(上海)自由貿易試験区について(1)」

2013 年 9 月 18 日付で、中国国務院は「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(国発[2013]38号)を公布しました。方案の内容は以下の通りとなります。今後、各産業別で具体的に開放される細則は順次公表される予定です。

【全体的な目標】サービス業の拡大、外資企業管理の緩和、金融サービス業の全面開放を模索し、国際的な水準の投資・貿易環境を備え、資本項目の兌換、両替の自由化が実現できる自由貿易区を構造する。

【自由貿易区の範囲】上海外高橋保税區、外高橋保税物流園區、洋山保税港區、上海浦東空港総合保税區とする。(総面積約 28 平方キロ)

【具体的な項目と内容】

項目	内容
行政管理体制の改革	○事前審査認可制度から事後のモニタリングへの転換
投資領域の拡大	○サービス業の開放拡大(投資者の資格、投資比率、経営範囲の制限等を廃止) ○ネガティブリスト管理方式の確立(外資企業設立の審査を許可制から届出制に改める) ○対外投資(中国から海外への投資)サービスの促進体制構築
貿易発展モデルの転換加速	○多国籍企業がアジア・太平洋地域本部を設立することを奨励 ○サービス貿易のクロスボーダー決済、オフショア業務の拡大 ○国際運輸サービスのグレードアップ
金融領域の開放拡大	○人民元資本項目両替、金利の自由化、人民元クロスボーダー取引の開放 ○民営資本と外資金融機構の中外合資企業設立の許可 ○外国企業の商品先物取引参加を段階的に認める
法制の一時的な調整	○2013 年 10 月 1 日より 3 年間、行政法規と国務院通知の規定の執行を停止する(外資企業法、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業を含む)
監督管理、税制制度環境の構築	○輸出入手続きの簡素化 ○税関、商品検査検驗局、工商行政管理局、税務局、外貨管理局の管理を一体化。

照会先: 国際事業部

(東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませよう願ひ致します。
* 禁無断転載